

## 中国国家図書館が国のために行う立法・政策決定サービスの主な内容と特徴

立法・政策決定サービス部

全国人民代表大会・政治協商会議サービス組組長

張 曙光

### I 中国国家図書館の立法・政策決定サービスの対象範囲及びその特徴

中国の政治の世界で、中国共産党は執政党であり、中国の特色のある社会主義事業を指導する核心である。人民代表大会は国の権力機関である。人民政府は国の権力機関の執行機関であり、国の事務を管理する行政機関である。人民政治協商会議は、各党派・団体、各民族及び各界の代表人士が政治的協議、民主監督及び政治への参与・論議を行う重要な組織である。

中国の立法体制は、「一レベル複数階層」<sup>1</sup>の立法体制をとっている。その中には、全国人民代表大会（訳注：以下「全人代」と略）及びその常務委員会の立法、国務院及びその所属部門の立法、一般の地方の立法、民族自治区域の立法、経済特区及び特別行政区の立法などがある。全人代及びその常務委員会は国レベルの法律を制定し、国務院及びその所属部門はそれぞれ行政法規及び所管分野の規則を制定する。一般の地方の国家権力機関及び政府は、地方性の法規及び地方政府規則を制定する。

従って、中国国家図書館（原注：以下「国家図書館」と略）の立法・政策決定サービスの対象範囲は、中国共産党中央及びその直属機関、全国人民代表大会及びその関係機関、国務院及びそれに属する部・委員会、最高人民法院、最高人民検察院、人民政治協商会議全国委員会、中央軍事委員会などの組織である。立法・政策決定サービスの対象の範囲の広範性及び中国の立法体制の特徴から、国家図書館の立法・政策決定サービスは、重層的、多面的で、多数の組織を対象とするという特徴がある。

### II 中国国家図書館の立法・政策決定サービスの主な内容と方式

国家図書館は、総合的な研究図書館であり、国の総書庫である。国の指導機関の立法・政策決定に対して文献情報面での支持及び保障を行うことは、国家図書館が国レベルの総合図書館として担う重要な任務であり、機能である。1949年の新中国成立以来、国家図書館は、一貫して国の立法・政策決定のために文献情報レファレンス・サービスの職責を履行し、国家機関が求める文献情報レファレンス・サービスの任務を連綿と担い、それを成功裏に成し遂げて、国の多くの重要な懸案の政策決定と執行に対して非常に積極的な役割を果たしてきた。

<sup>1</sup> 原語は「一級多層次」。例えば、国レベル（一レベル）の法令を、全人代、その常務委員会、国務院、その部・委員会など（複数階層）が、それぞれ制定する体制を指すようである。

中国の立法体系及び政策決定機関の特徴に応じて、我々が展開するサービスには、専門的な個々の組織向けサービス事業と一般的なサービス方式・内容とがある。その中から、この報告では、国家図書館のサービス・プロジェクト、サービス方式を中心に紹介する。

### 1. 各年「两会」<sup>2</sup>期間における「两会」代表への文献情報レファレンス・サービス

1998年から、国家図書館は、毎年「两会」の全国大会が開催される期間に、24時間担当者対応体制、人民大会堂の会議現場への情報レファレンス・デスクの設置などの形で、「两会」代表の提議、審議のために文献情報レファレンス・サービスを提供している。このサービス事業は、すでに常態化して、特徴のあるものとなっている。「两会」開催の前には、我々は、「两会」の焦点となる議題について調査し、資料を編集して、参考に供している。また、「两会」特報を印刷して、代表の閲読に供している。加えて、毎年の会議の特徴にあわせて、サービス方式を新たにし、「两会」代表が便利に文献情報を利用できるようにしている。例えば、2010年には、政治協商会議の代表委員の滞在場所にタッチパネルを設置し、デジタル形式での情報サービスを行い、好評を博した。

我々の「两会」サービスは、政府機関の立法・政策決定に対して図書館が提供するサービスの成功モデルと見られており、中国の他の公共図書館から非常に注目され、積極的な反響が寄せられている。

### 2. 全人代常務委員会の立法活動に対するサービス

全人代が立法機能及び監督機能を発揮できるように、情報における支持と保障を行うことは、我々の立法・政策決定サービスの重要任務の一つである。国家図書館は、全人代と協力して、全人代常務委員会に対して文献情報サービスを行っている。その内容は、全人代常務委員会が審議する各種の立法、法施行状況調査及び各種報告の背景資料の作成であり、それには法律の各種基本概念及び定義、立法の焦点及び論点、学界の観点、事実関係についての参考文献などが含まれる。また、国家図書館は、立法準備、立法審議、法改正の各段階で生じる法律分野の特定の主題について、レファレンス・サービスを行っている。

2010年には、第11期全人代常務委員会に対して、国防動員法、行政監察法改正、国家賠償法、食品安全法施行状況調査など60項目にわたる専門的主题に関する背景資料を提供した。また、常務委員会に対するメディア情報の選択的提供を39回にわたって実施した。

### 3. 全人代各専門委員会及び工作委員会に対するサービス

全人代専門委員会は、全人代及びその常務委員会が、憲法に基づき必要に応じて設置し

---

<sup>2</sup> 毎年3月に、人民政治協商会議全国会議と全人代全国代表大会が、北京で連続して開催されるのが恒例となっており、それが「两会」と呼ばれている。

た常設の専門機関であり、全人代及びその常務委員会が権能を発揮するうえでの組織的基盤となっている。現状では、9つの専門委員会がある。すなわち、民族委員会、法律委員会、内務司法委員会、財政経済委員会、教育科学文化衛生委員会、外事委員会、華僑委員会、環境及び資源保護委員会、農業及び農村委員会である。全人代常務委員会工作委員会としては、法制工作委員会、予算工作委員会、香港基本法委員会、マカオ基本法委員会がある。我々は、これらの専門委員会及び工作委員会の活動の重点及び毎年の立法及び審議計画に基づいて、立法調査研究に事前に関与し、我々のサービスを立法の全過程に浸透させている。例えば、2010年には、内務司法委員会のために『ボランティアサービス立法参考資料』、教育科学文化衛生委員会のために『中国医学立法参考資料』、予算工作委員会のために『予算法参考資料』等を編集した。

#### 4. 国家図書館部・委員会分館の設置など多くの形態による多機関との情報サービス協力関係の構築

国家図書館は国家図書館部・委員会分館（訳注：以下「部委分館」と略）の設置の形で、国务院の部・委員会<sup>3</sup>及び関係する立法、政策決定サービス機関と、更に密接に情報の疎通をはかり、資源やサービスを共に享受する体制を打ち立てた。

部委分館のモデルは直接には、日本の国立国会図書館の支部図書館の管理モデル及びその成功経験を参考にしたものであり、4つの特徴がある。

- (1) 自発性と平等が、双方が協力して分館を設置する重要な前提であり、基礎である。
- (2) 双方の人的資源、文献的資源を共に構築し、共に享受することを手段として、部委の立法、政策決定に対するサービスを最終的に実現することを目的とする。
- (3) 分館と国家図書館は人員、財産、物的管理上、相互に独立し、国家図書館は業務の上で分館に必要な指導と助力を行うのみとする。
- (4) 分館は、国家図書館と部委の間を、いわば直接的に結びつける紐帯である。

1999年に国家図書館と元国家人事部は、協力して国家図書館人事部分館を設立した。これが国家図書館の最初の部委分館である。続いて、国家図書館は、国家発展改革委員会マクロ経済研究院、元労働・社会保障部、財政部、民政部、民航総局、交通部、中央社会主義学院などと、それぞれ正式に国家図書館分館を設置し、または文献情報サービス協力関係を構築した。今年はまだ、中央機構編制委員会弁公室、国家行政学院などが、相次いで国家図書館の部委分館になった。

#### 5. 国家図書館の国の総書庫としての優位を発揮して、月刊『新書推薦』を制作

国の総書庫として、国家図書館は毎年国内外の新しく出版された図書約60万冊を収蔵している。国家図書館は毎月の新しい図書の収蔵状況に基づき、重要で参考に値する図書を

<sup>3</sup> 外交部、国家発展改革委員会など日本の各省庁に当たる国务院所属組織。国家図書館は、当館の支部図書館制度にならない、そこに分館を設置して公的機関へのサービスの充実をはかっている。

選び、分類編集し、『新書推薦』の形でサービス利用者に提供している。『新書推薦』は、政治と軍事、経済と管理、歴史地理、文化教育、文学芸術、法律、海外中国研究、香港台湾図書などの項目から成る。

#### 6. 「部レベルの指導幹部への歴史文化講座」の開催

2002年から、中央国家機関工作委員会、文化部、中国社会科学院との共催、国家図書館の運営の形で、国の各部委の上層部の指導者に対し、国内外の歴史、哲学文化、民族宗教、文学芸術、時事政治、社会経済等の6シリーズからなる「部レベル指導幹部への歴史文化講座」を開催している。2002年から2010年11月に至るまでに、すでに154回の講座を開催し、受講した部レベルの指導幹部は2万人以上になる。講座は毎年冊子にまとめて定期出版し、部レベル指導幹部に配布している。

#### 7. 利用者の特徴とサービス分野に応じた、異なるタイプのプロダクトの提供

当館のレファレンス・ライブラリアンは、長期にわたる特定の主題の文献の選択サービス及び利用者の情報ニーズに対する分析と把握をもとにして、社会で注目されている話題、解決しにくい問題点及び予測される問題について、様々なタイプのプロダクトを制作し、また文献集成や報告書を作成して、立法・政策決定サービスの参考に供している。

2008年の汶川大地震発生後、我々は汶川災害後の再建に焦点を当て、情報専門報告『汶川災害後の再建』を作成した。この専門報告は、地震多発国・地域の震災後の再建の経験と教訓をもとにして、被災地の政治、経済、社会、文化、教育、医療衛生、心理など各方面の再建と復興のための参考情報を提供している。

『国家図書館政策決定参考』（原語は『国図決策参考』）は、レファレンス・ライブラリアンの専門的長所とサービス対象者の活動分野とを結ぶものであり、学問分野、領域ごとに継続的に文献を選択提供するサービスプロダクトである。現在すでに文化、民族、宗教、内務、司法、労働者・青年・婦人、三農（訳注：「農村、農業、農民」を指す）、科学技術、衛生、人口、教育、外交と国防、香港・マカオ・台湾、環境と資源、財政と税務など15の専門主題の政策決定の参考資料が作成されている。

『特定主題資料集成』（原語は『專題資料滙編』）は、ある特定の主題に焦点を当て、網羅的に文献を集成し、エッセンスを抽出し、総述的な形で利用者に情報を提供するものである。たとえば『国内外老齡者權益保障文献総述』や『国外文化産業發展政策集成』などがある。

#### 8. 特定主題文献データベースの作成と立法・政策決定サービス・プラットフォームの構築

豊富な蔵書資源、レファレンス・ライブラリアンの情報選択能力の発揮、先端のコンピューターネットワーク技術により、またサービス対象者の情報要求の分析に基づき、多く

の特定主題別の専門データベースを制作している。現在、すでに各国事情データベース、中国国情データベース、近代国際関係データベース、世界遺産データベース、各国議会データベース、民国期法律法規データベース等の十数に及ぶ特定主題全文検索データベースを完成した。これらのデータベース構築は、立法・政策決定サービスのために二次文献データを提供し、立法・政策決定機関の日常的な文献要求に対しても便宜をはかることとなった。

「立法・政策決定サービス・プラットフォーム」<sup>4</sup>は、国の立法・政策決定機関に提供する総合的情報サービスのプラットフォームである。2008年12月に正式発表し、サービスの提供を始めた。数件のパーソナライズ・サービスのプラットフォームも構築されている。「两会」代表に対応する两会代表専用サービス・プラットフォーム、国务院の部委に対応する民政部プラットフォーム等である。これらのプラットフォームの構築状況に関しては、立法・政策決定サービス部主任助理白雲峰により詳しい紹介がなされる。

## 9. 日常のレファレンス・サービス

上述の国の立法と政策決定に対して提供する各種の文献情報サービスの外に、国家図書館は、これらの機構からの日常的な各種随時のレファレンスに対して、文献サポートを行っている。これには、図書の館外貸出、コピー、事実調査と特定主題レファレンス・サービス等も含む。

## III 中国国家図書館の立法・政策決定サービスの特徴

立法・政策決定サービスは総合的サービスであり、政策面、専門性と技術的な面において、高いレベルが要求されるサービスである。長年のサービス実践を経て、国家図書館は、特定主題レファレンス、SDI サービス (Selective Dissemination of Information サービス=情報の選択的提供サービス)、インフォメーション・レポート、文献リサーチ・レポート、特定主題データベース構築、パーソナライズ・ネットワーク・プラットフォーム、特定主題講座等、多種多様なサービス・プロダクトと多くの手段、多くのルートを有するサービス方式を構築した。立法・政策決定サービスの対象、サービス方式、サービス内容、サービス・プロダクト等、多方面において、際立った特徴が現われるに至っている。

### 1. サービス対象

立法・政策決定サービスの対象は、広義の中央国家機関から、次第に、全人代常務委員

---

<sup>4</sup>原語は、「立法決策服務平台」。「平台」(プラットフォーム)とは、「あるソフトウェアやハードウェアを動作させるために必要な、基盤となるハードウェアやOS、ミドルウェアなどのこと。また、それらの組み合わせや設定、環境などの総体を指すこともある」。ここでは「総体」の意と思われる。

会とその専門委員会、中国共産党中央弁公庁、国務院弁公庁および国務院各部委の法律・政策研究室等、立法と政策決定の中心部署へと移り、サービスの対象範囲はますます広く、利用者数は絶えず増加している。

## 2. サービス方式

立法・政策決定サービスは、簡略な紙文献の提供を主としたものから、ネットワーク技術、マルチメディア技術とデータベース技術を利用したデジタル情報サービス方式へと変化を続け、また多様な手段の併用、多様な経路が併存するサービス局面を形成するようになった。立法・政策決定サービス・プラットフォームの開通は、単純な一対一レファレンス・サービスから、多重的かつ一対多で集合資源を利用する一体的総合的レファレンス・サービスへの動きを更に推し進めた。

## 3. サービス内容

立法・政策決定サービスは、単純な情報レファレンス・サービスから、情報レファレンス・サービスを主体としながらも、同時にハイレベルな講座の開講、ネットワーク・プラットフォームの構築、国家図書館部委分館の設置等の多様な形式が相補いながら展開するサービス体系へと変化した。このように深化するサービスの形式と内容は、相互に補強して、国家図書館が立法・政策決定のために行う文献情報総合サービスの土台となっている。

## 4. サービス・プロダクト

単純な文献提供サービスと一般的な主題レファレンスから、内容に基づくナレッジサービスへと発展変化し、それぞれのサービス利用者に的確に対応する多層的で多様なタイプのサービス・プロダクトが形成されている。

中国の情報化レベルの高度化に伴い、立法・政策決定サービスの利用者は、情報構築能力と情報獲得能力において、長足の進歩を遂げている。そして、我々のサービスも、一対一から多重的なものへ、需要に応えることから発展的に需要を呼び起こすことへ、受動的なサービス提供から主体的なサービス提供へ、国家図書館からの一方的サービスからサービス対象者の自助努力をサポートするサービスへと進み、絶えず実践の中でサービスの探索と改善を進めている。